

上下水道からのお知らせ

ご使用になった水量を正確に量り、水道料金等の算出をするため、2か月に1度(奇数月の中旬から下旬にかけて)水道検針員が水道メーターの検針を行います。検針後は、郵便受けなどに使用水量のお知らせ(検針票)を配付いたします。家族構成などが変わらなにもかわらず、急激に使用水量が増えた、料金が上がったなどの場合は、漏水の可能性が考えられます。検針票から気付く場合がありますので、ご確認ください。

「使用水量のお知らせの見方」

① 検針票の表紙

② 検針票の裏紙

③ 検針票の裏紙(検針票)

④ 検針票の裏紙(検針票)

⑤ 上下水道料金計算表

(表面)

(裏面)

- 表面
- お問い合わせの際は、お客様番号をお伝えください。
 - 前回の水道使用量および請求額などの情報です。
 - 今回の水道メーターの指針や水道使用量、請求予定額などの情報です。
 - 下水道使用料を人員割で算出している場合は、世帯人数(減免がある場合減免後の人数)が表示されます。
- 裏面
- 水道料金および下水道料金の計算表です。

○クロスコネクションが禁止されている理由

バルブの故障や操作不良などにより、井戸水などが水道本管に逆流することがあります。逆流した水が汚染されていた場合、周辺の家庭では飲用に適さない危険な水を飲んでしまうことばかりでなく、水質汚染の程度によっては広範囲に健康被害を及ぼすことも考えられます。水道水の汚染を予防し安全性を確保するという公衆衛生の観点からクロスコネクションは水道法により「禁止」されています。

○クロスコネクションになっている場合は

速やかに南越前町指定給水装置工事業者へ依頼し、町の水道管とその他の目的の管を切り離してください。なお、切り離しに要する費用は、使用者の負担になります。

※給水装置工事業者(指定工事店)は、町ホームページからご確認ください。



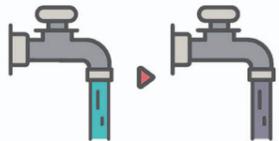
町ホームページ

クロスコネクションをそのまま放置しておくと、井戸水などが水道本管に逆流するばかりでなく、反対に大量の水道水が井戸水などに流れ込み、後日思いもよらない莫大な水道料金が請求されることがあります。この場合の水道料金の免除や減免措置は一切ありません。

また、クロスコネクションを原因として水道水が汚染され、被害が出た場合の費用などについても原因者の全額負担となります。

安全、安心な水道水が利用できるよう、一人ひとりがルールを守りましょう。ご協力をお願いします。

■問合せ 建設整備課 ☎0778-47-8003



◆水道メーターの検針にご協力ください

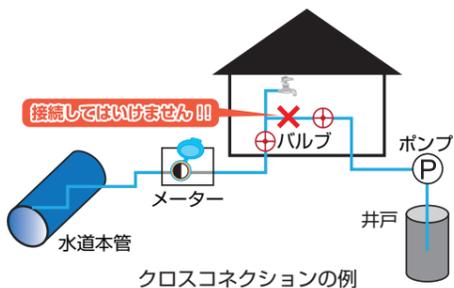
メーター検針を正しく安全に行うために、次のことについてご協力をお願いします。

- メーターボックスの上に植木鉢などの物を置いたり、車を駐車したりしないでください。
- メーターボックスの中に泥が入らないよう、いつもきれいにしてください。
- メーターボックス周辺に草木が覆いかぶさっている場合は、除草や剪定をお願いします。
- 愛犬はメーターボックスから離れた場所につないでください。
- 家の増改築などで水道メーターが床下や屋内にならないよう気をつけてください。また、見えにくい場所にある場合は、検針しやすい場所に移してください(移設費は使用者負担)。



◆水道管が違法な配管(クロスコネクション)になっていませんか?

「町の水道の給水管」と「井戸や地区で管理している水道など、町の水道以外の管」が接続されている状態のことをクロスコネクションと言います。必要に応じてバルブで切り替えて使用することも同様です。



私たちの生活にひそむ身近な消費者トラブルや製品情報について、定期的に情報発信していきます。

消費者通信 第31号

SMS (ショートメッセージサービス) やメールでのフィッシング詐欺に注意しましょう!



SMSに記載されているURLにはアクセスせず、事前にブックマークした正規のサイトや正規のアプリからアクセスするようにしましょう。

フィッシングサイトに情報を入力してしまうと、クレジットカードや個人情報などを不正に利用される恐れがあります。絶対に入力してはいけません。万が一、情報を入力してしまった場合、同じIDやパスワードを使っているサービスを含めすぐに変更し、クレジットカード会社や金融機関などに連絡しましょう。

事例1

宅配業者名でSMSが届いた。ちょうど荷物が届く予定だったので、SMSに記載されていたURLをクリックし、指示通りに、IDやパスワードなどを入力した。その後11万円を不正に使用されていたことが分かった。(60歳代)

事例2

スマートフォンに「ETCカードを更新するよう」とのメールが頻繁に入るようになった。所有しているクレジットカード会社発行のETCカードの手続きが必要なのかと思い、メールに記載されていたURLを開いてクレジットカード番号やパスワードなどを入力した。その後カード会社に連絡すると、覚えのない決済があり、1万2千円が不正に使用されていた。(70歳代)

お困りの際は、福井県消費生活センターまたは総務課までご連絡ください。

■問合せ 福井県消費生活センター ☎0776-22-1102 総務課 ☎0778-47-8000